

第6章 輸入

第1節 提出書類

申請等の区分	提出書類	部数
1 輸入の許可申請 (法第24条第1項)	(1) 火薬類輸入許可申請書(規則様式第27) (2) 火薬又は爆薬の輸入の場合は、成分及び配合比を記載した書類 (3) 火工品の輸入の場合は、構造及び組成を記載した書類 (4) 輸入割当証明書又は輸入承認書の写し(一部、煙火等輸入割当不要の火薬があります。) (5) インボイス又は契約書の写し (6) 火薬類製造営業許可書の写し又は販売営業許可書の写し (7) 輸入火薬類明細書 (8) 火薬庫所有証明書(保安検査証等) (9) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
2 輸入の届出(法第24条第3項)	(1) 火薬類輸入届(規則様式第28) (2) 火薬類輸入許可書の写し (3) 通関後の輸入承認書の写し (4) 輸入許可通知書又は輸入(納税)申告書の写し (5) 船荷証券の写し	2部
3 安定度試験の結果の報告(法第36条第1項)	第2章第1節の24と同じ。	2部
4 事故報告(法第46条第2項)	第2章第1節の25と同じ。	2部
5 火薬類輸入許可申請書の記載事項変更の届出(規則第81条の14の表の10の項)	(1) 記載事項等変更届(細則様式第26号) (2) インボイスの写し	2部
6 許可申請等の取下(細則第18条)	第2章第1節の32と同じ。	2部
7 許可の取消申請(細則第19条)	第2章第1節の33と同じ。	2部

第2節 提出書類の注意点

1 輸入の許可申請

- (1) 火薬類の種類、数量、輸入の目的及び輸入港名が変更となった場合は、許可の取り直しとなります。
- (2) がん具煙火として輸入したものであっても、がん具煙火検査所に置いて不合格となった

ものは煙火として扱います。

2 その他

第2章第2節を参照してください。

第7章 消費

第1節 提出書類

申請等の区分	提出書類	部数
1 煙火以外の消費の許可申請（法第25条第1項）	(1) 火薬類消費許可申請書（規則様式第29） (2) 火薬類取扱所及び火工所の構造図及び仕様書 (3) 火薬類消費計画書 (4) 火薬類取扱者名簿 (5) 消費場所付近見取図（縮尺2万5千分の1程度） (6) 消費場所の平面図及び断面図 (7) 工事請負契約書の写し（下請の場合は下請契約等の写し） (8) 採石を行う者は、採石法（昭和25年法律第291号）による事業認可の写し (9) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
2 煙火の消費の許可申請（法第25条第1項）	(1) 火薬類消費許可申請書（規則様式第29） (2) 煙火消費計画書 (3) 煙火取扱者及び主催者側立会人の名簿 (4) 作業従事者全員の煙火消費保安手帳（旧打揚従事者手帳）の写し、「煙火の消費に関する講習」の受講証明書の写し又は保安教育を受けたことを証明する書類 (5) 消費場所の付近見取図及び詳細図 (6) 消費場所が河川敷又は港湾の場合は、監督官庁の許可証の写し (7) 特例申請書（特例措置を受ける場合に限る。） (8) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
3 譲受・消費の許可申請（規則第90条の2）	(1) 火薬類譲受・消費許可申請書（規則様式第50） (2) 火薬類取扱所及び火工所の構造図及び仕様書 (3) 火薬類消費計画書 (4) 火薬類取扱者名簿 (5) 消費場所付近見取図（縮尺2万5千分の1程度） (6) 消費場所の平面図及び断面図 (7) 工事請負契約書の写し（下請の場合は下請契約等の写し） (8) 採石を行う者は、採石法（昭和25年法律第291号）による事業認可の写し (9) 譲り受ける火薬類の貯蔵に関する書類（貯蔵する場合に限る。） (10) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
4 火薬類取扱保安責任者等（副・代理者を含む。）の選任若しくは解任	第2章第1節の20と同じ。	2部

の届出（法第30条第3項及び第33条第2項）		
5 事故報告（法第46条第2項）	第2章第1節の25と同じ。	2部
6 消費の帳簿に係る年度報告（規則第81条の14の表の12の項）	火薬類消費年報（細則様式第24号）	2部
7 火薬類消費許可申請書等（火薬類消費計画書を含む。）の記載事項変更の届出（規則第81条の14の表の11の項）	第2章第1節の30と同じ。	2部
8 許可申請等の取下（細則第18条）	第2章第1節の32と同じ。	2部
9 許可の取消申請（細則第19条）	第2章第1節の33と同じ。	2部
10 コンクリート破砕器による消費（同一の消費地において、1日につき150個以下）の届出（規程第63条）	(1) コンクリート破砕器消費届（規程様式第20号） (2) 火薬類消費計画書 (3) 火薬類取扱者名簿	2部

第2節 提出書類の注意点

1 煙火以外の消費の許可申請

(1) 火薬類消費計画書

ア 消費の方法は、発破設計に基づいていることを確認してください。

イ 交通制限については、危険区域内の道路の1日の交通量に応じて計画してください。

(2) 消費場所付近見取図は、なるべく市販の地図で2万5千分の1以上のものを使用してください。

(3) 消費場所の平面図には、保安物件、火薬庫、火薬庫外火薬類貯蔵場所との距離、見張人及び掲示等の位置関係を、なるべく市販の地図を使用して記入してください。山地の場合は等高線を記入してください。図面の縮尺は自由です。

(4) 消費場所の断面図には、なるべく発破場所から保安物件までの距離を記入してください。発破場所等の状況に応じて、火薬類取扱所及び火工所を移動する場合は、その位置が分かるよう記入してください。

(5) 工事請負契約証明書は、工事発注者が受注者に対して、火薬類の消費が必要なことを証明するもので、地方公共団体が発注者である場合は、確認書でも差し支えありません。

- (6) 消費許可を受けた者が、許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類、数量、目的、場所、日時及び危害予防の方法に変更があった場合は、許可の取り直しとなります。

2 煙火の消費の許可申請

- (1) 法第51条第3項により、譲受許可は不要です。
- (2) 規則第49条第4号により、信号又は観賞の用に供する一定量以下の消費は許可が不要です。許可が不要なものについては、岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）第55条により届け出てください。
- (3) 申請者は、花火大会、イベント等の主催者です。
- (4) 目的は、「〇〇花火大会」等、具体的に記入してください。
- (5) 消費場所は、字、地番まで正確に記入してください。河川敷等にあつては、「〇〇番地先〇〇川の河川敷」等、具体的に記入してください。
- (6) 日時（期間）は、年月日及び消費時間（開始、終了予定時刻）を正確に記入してください。
- (7) 消費許可を受けた者が、許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類、数量、目的、場所、日時及び危害予防の方法に変更があった場合は、許可の取り直しとなります。

3 譲受・消費の許可申請

- (1) 火薬類の譲受と消費は別の行為ですが、土木工事や砕石業等では、火薬類を譲り受けるとすぐに消費する場合が多く、規則第90条の2により、譲受の許可と併せて消費の許可申請をすることができます。
- (2) 譲受の目的、期間等と整合がとれていることを確認してください。
- (3) 採石を行う者が提出する「事業認可の写し」とは、採石法第33条により受ける認可のことです。
- (4) その他、第5章「譲受の許可申請」、第7章「煙火以外の消費の許可申請」を参照してください。
- (5) 建設用びょう打銃用空砲、コンクリート破砕器、ロープ発射器以外の場合
 - ア 火薬類の種類ごとに必要な数量を記入してください。火工品以外は、火薬・爆薬に区分してください。
 - イ 目的は、土木工事等についてはその工事名を記入してください。
- (6) 建設用びょう打銃用空砲の場合
 - ア 火薬類の種類及び数量は、「建設用びょう打銃用空砲〇〇個」と記入してください。
 - イ 銃砲所持許可書の写しを添付してください。
 - ウ その他、(4)に準じます。
- (7) コンクリート破砕器の場合
 - ア 同一消費場所で1日150個以下の場合は、コンクリート破砕器消費届（規程様式第20号）を届け出るようお願いします。（第7章第1節の10参照）
 - イ 火薬類の種類及び数量は、「コンクリート破砕器〇〇個」と記入してください。
 - ウ その他、(4)に準じます。
- (8) ロープ発射器の場合
 - ア 火薬類の種類及び数量は、「ロープ発射器用空砲〇〇個、ロープ発射用ロケット〇〇個、救命索発射銃用空砲〇〇個」と記入してください。
 - イ 目的は、建築工事名又は訓練名等を記入してください。
 - ウ ロープ発射器に係る銃砲所持許可書の写しを添付してください。
 - エ その他、(4)に準じます。

- (9) 消費許可を受けた者が、許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類、数量、目的、場所、日時及び危害予防の方法に変更があった場合は、許可の取り直しとなります。

4 火薬類取扱保安責任者等の選任又は解任の届出

1月あたりの予定最大消費数量が25kg以上の場合は、火薬類取扱保安責任者等を選任しなければなりません。選任したときは届出を提出してください。自社職員以外の場合は、雇用を証明する書類も添付してください。

5 その他

第2章第2節を参照してください。

第8章 廃棄

第1節 提出書類

申請等の区分	提出書類	部数
1 廃棄の許可申請 (法第27条第1項)	(1) 火薬類廃棄許可申請書(規則様式第30) (2) 廃棄場所付近見取図 (3) 火薬類廃棄従事者名簿 (4) 火薬類取扱従事者手帳の写し又は火薬類保安手帳の写し (5) その他審査に必要となる図面及び書類	3部
2 事故報告(法第46条第2項)	第2章第1節の25と同じ。	2部
3 火薬廃棄許可申請書の記載事項の変更届(規則第81条の14の表の14の項)	第2章第1節の27と同じ。	2部
4 許可申請等の取下(細則第18条)	第2章第1節の32と同じ。	2部
5 許可の取消申請(細則第19条)	第2章第1節の33と同じ。	2部

第2節 提出書類の注意点

1 廃棄の許可申請

- (1) 廃棄する理由は、具体的に記入してください。
- (2) 廃棄の方法は、規則第67条の規定による方法を記入してください。
- (3) 日時(期間)は、特定されているものについては、その日時を記入してください。天候等により特定できない場合又は1日で完了しない場合については、2週間以内とします。
- (4) 危険予防の方法について、爆発又は燃焼により火薬類を廃棄する場合は非常に危険を伴う作業であるため、付近に対する危険予防はもちろん、従業者に対する危険予防についても記入してください。
- (5) 廃棄を指揮する者は、十分な知識・経験を有する者です。

2 その他

第2章第2節を参照してください。

第9章 書類の作成例

火薬工事設計明細書	28
事業計画書（販売）	32
消費場所付近見取図	33
消費場所の平面図及び断面図	34
火薬類取扱所の仕様書及び構造図	35
火工所の仕様書及び構造図	37
工事請負契約証明書	38
譲り受けしようとする火薬類の積算書	39
火薬類消費計画書	40
火薬類取扱者名簿	41
煙火消費計画書	42
特例申請書	43
火薬類廃棄従事者名簿	44

火薬庫工事設計明細書

1 火薬庫の位置及び付近の状況

別図のとおり

2 保安物件との距離

(1) 最大貯蔵量(規則第20条第2項)

ア 爆薬庫 () / 40 + () / 80 + = () ≤ 1

イ 火工品庫 () / 40,000,000 + = () ≤ 1

(2) 爆薬換算による貯蔵量(規則第1条の6)

ア 爆薬庫 () / 1 + () / 2 + = (トン)

イ 火工品庫 () / 1,000,000 + = (トン)

(3) 爆薬庫又は火工品庫から保安物件までの保安距離は下記の事項及び付近の状況図による。

保安物件の種類 (法定距離)	爆薬庫		火工品庫	
	保安物件名	方角及び距離	保安物件名	方角及び距離
第1種 (m)		m		m
第2種 (m)		m		m
第3種 (m)		m		m
第4種 (m)		m		m

※ 保安物件が当該事業用施設の場合、土堤の高さが火薬庫の高さの5/4倍以上の場合はその旨明記すること。

3 火薬庫の構造及び設備

(1) 火薬庫、土堤、避雷装置、防火設備、警戒設備及び警鳴装置等の全体設置計画は、別図のとおり。

(2) 火薬庫の構造等は、下記の事項、正面図、平面図、側面図、断面図、配筋図、基礎図及び小屋組図による。

項目	爆薬庫	火工品庫
構造	平屋建 (造り)	平屋建 (造り)
壁の厚さ	(c m)	(c m)
盗難 防止 措置	設置場所 (天井裏 ・ 屋根)	(天井裏 ・ 屋根)
	種類 (金網 ・ 有刺鉄線)	(金網 ・ 有刺鉄線)
	鉄線の直径 (mm) (番線)	(mm) (番線)
	網目の直径 (c m)	(c m)
小屋組及び屋根	木造 (葺)	木造 (葺)
基礎及び排水措置	別図のとおり	別図のとおり
備考		

(3) 入口の2重扉、窓、床、通気孔及び換気孔の構造等は、下記の事項、建具図及び設置図による。

項目			爆薬庫		火工品庫		
内扉	構造		木製（１本引・２本引）		木製（１本引・２本引）		
	錠の種類						
外扉	本体	構造		鉄板製（１本引・２本引・方扉・両扉）		鉄板製（１本引・２本引・方扉・両扉）	
		寸法（mm）		幅　×高　×厚　×見込		幅　×高　×厚　×見込	
		補強用アングル（mm）		縦　×横　×厚		縦　×横　×厚	
		合わせ目		隙間（　mm）目かくし（　mm）		隙間（　mm）目かくし（　mm）	
	蝶番	種類		角蝶番		角蝶番	
		長さ及び数		（　mm）（　箇所）		（　mm）（　箇所）	
		真棒の抜けない加工措置					
		取付方法					
	ロッド棒	取付箇所					
		取付数					
		直径及び材質					
		長さ及び取付方法					
	扉枠の固定方法						
	錠	種類		面付レバータンブラー本締錠・シリンダー本締錠（面付・掘込）		面付レバータンブラー本締錠・シリンダー本締錠（面付・掘込）	
		デッドボルト	材質				
			長さ	（　　　　　cm）		（　　　　　cm）	
		かんぬきの鉄棒		直径（　　　　　mm）	直径（　　　　　mm）		直径（　　　　　mm）
			長さ（　　　　　mm）	長さ（　　　　　mm）		長さ（　　　　　mm）	
	窓	高さ及び数		地場面から（　m）（　箇所）		地場面から（　m）（　箇所）	
鉄棒		直径（　cm）間隔（　cm）		直径（　cm）間隔（　cm）			
内方		引戸に不透明ガラスを使用		引戸に不透明ガラスを使用			
外方		構造		鉄板製（１本引・２本引・方扉・両扉）		鉄板製（１本引・２本引・方扉・両扉）	
		寸法（mm）		幅　×高　×厚		幅　×高　×厚	
		蝶番	種類	角蝶番（　　　　　箇所）		角蝶番（　　　　　箇所）	
			取付方法				
外から開かない措置							
床の高さ			地場面から（　　　　　cm）		地場面から（　　　　　cm）		
内面の板張り			内面は鉄類を表さない。		内面は鉄類を表さない。		
幅及び数			（　　　　　cm）（　　　　　箇所）		（　　　　　cm）（　　　　　箇所）		
金網	鉄線の直径		（　　　　　mm）（　　　　　番線）		（　　　　　mm）（　　　　　番線）		
	網目の直径		（　　　　　cm）		（　　　　　cm）		
鉄棒			直径（　　　mm）間隔（　　　mm）		直径（　　　mm）間隔（　　　mm）		
換気孔の取付数			天井（　　個）両つま（各　　個）		天井（　　個）両つま（各　　個）		

- (4) 土堤の構造等は、下記の事項、立面図、平面図、断面図及び施設設置図による。

項目	爆薬庫	火工品庫
堤脚から外壁までの距離	(m)	(m)
勾配及び高さ	(度) 屋根以上 (m)	(度) 屋根以上 (m)
頂部の厚さ及び堤面の覆い	(m) ()	(m) ()
堤脚の土留め高さ及び材料	(m) ()	(m) ()

- (5) 避雷装置の構造等は、下記の事項、配線配置図及び火薬庫の保護範囲図による。

項目	爆薬庫	火工品庫
型式	(避雷針・架空池線)	(避雷針・架空池線)
設置場所及び高さ	()・上端から (c m)	()・上端から (c m)
突針又は 架空線	直径×長さ 断面積	(mm× mm) (mm× mm)
	材質及び抵抗	() (Ω)
避雷導線 及び支線	断面積×長さ	(mm× mm)
	材質及び抵抗	() (Ω)
設置電極	直径×長さ	(mm× mm)
	材質及び抵抗	() (Ω)

- (6) 警鳴装置の構造等は、下記の事項、電気配線図、仕様書及び設置図による。

項目	警鳴を発する装置	警報を発する装置
メーカー及び型式		
設置場所	火薬庫の外壁・付近 ()	(自宅・守衛室・その他)
本 体	外函	鉄板製・厚さ (mm)
	錠の種類	
警 報 器	種類	(サイレン・ブザー・スピーカー・ベル)
回 路	庫内電流	爆薬庫 (A) 火工品庫 (mA)
	切断対策	(警鳴・金属管で保護)
電 源	保安装置	避雷器, ヒューズ (mA)
	テスト装置	スイッチ式
電 源	電池 (消耗状況)	(メーター・表示灯)
	交流 (停電時の措置)	予備電池に自動切替え

- (7) 暖房設備、庫内照明設備、防火設備及び警戒設備は、下記事項、配線配置図及び施設設置図による。

項目		爆薬庫	火工品庫
暖房設備		有（温水式）・無	有（温水式）・無
庫内照明設備	電灯	防爆式	防爆式
	配線工事の種類	（金属管・外装ケーブル）	（金属管・外装ケーブル）
	自動遮断器又は開閉器	庫外設置	庫外設置
防火設備	防火用空地	幅（ m）	幅（ m）
	貯水槽	（ トン× 槽 ）	（ トン× 槽 ）
警戒設備	警戒札の種類		
	夜間点灯装置	有（別図）・無	有（別図）・無

4 貯蔵上の取扱い

- (1) 最高最低寒暖計を爆薬庫内に設置する。
- (2) 火薬類の積載は、下記の事項及び別図による。
火薬類の最大積載量（外装の寸法による計算式を明示）
ア 爆薬庫
イ 火工品庫
- (3) その他の取扱いは規則第21条による。

5 年間貯蔵予定量

爆薬庫（ トン）＋火工品庫（ トン）＝（ トン）

6 火薬類取扱保安責任者の選任予定（別添保安手帳の写し）

項目	氏名（年齢）	免状の種類	保安手帳番号
取扱保安責任者			
同代理人			
同副保安責任者			

※ 選任（解任）届は火薬庫の完成届出と併せて提出します。

7 火薬庫竣工予定

年 月 日頃

事業計画書（販売）

1 営業の目的

各種競技のスタート用信号に使用する紙雷管を，学校，各種競技団体等に販売する。

2 火薬庫（又は火薬庫外火薬類貯蔵場所）

(1) 位置

岡山市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

(2) 種類

煙火火薬庫

(3) 棟数

1棟

(4) 付近の状況，保安距離

下記事項及び別紙のとおりしょう

保安物件		実際距離	法定距離
第一種	神社	m	m
第二種	村落の家屋	m	m
第三種	家屋	m	m
第四種	高压電線	m	m

(5) 構造設備の概要

平屋建，鉄筋入補強コンクリートブロック壁，木造小屋組

3 貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量

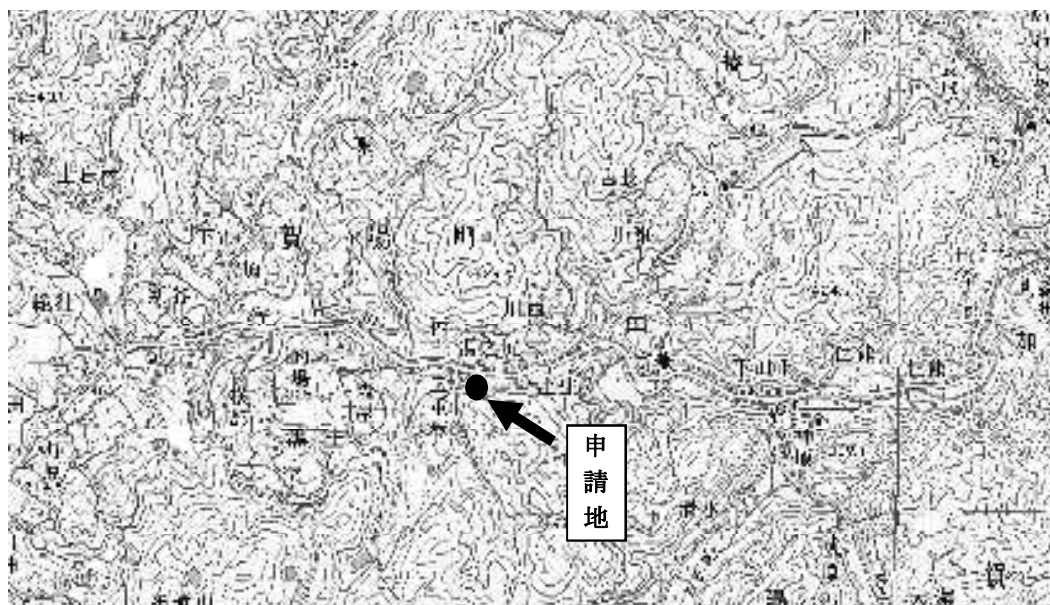
煙火（競技用紙雷管），煙火 〇〇〇〇 k g

4 年間取扱予定高

5 主たる仕入先，主たる販売先

※ 販売する火薬類を取り扱うことなく，特定の火薬類を特定の納入先の火薬庫へ直接納入する場合は，火薬類の種類ごとに納入先の名称及び住所も記入すること。

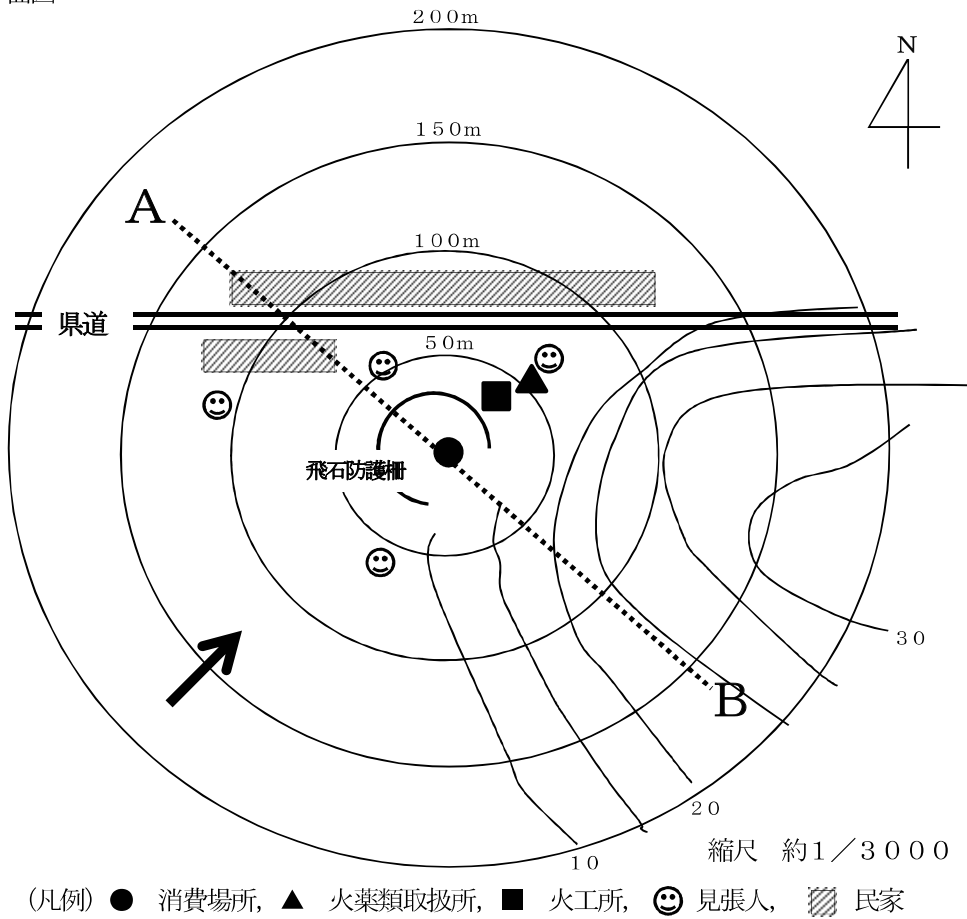
消費場所付近見取図



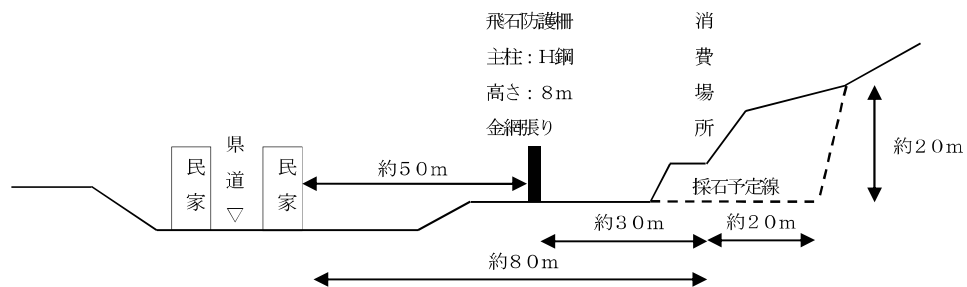
縮尺 1 : 2 5 0 0 0

消費場所の平面図及び断面図

1 平面図



2 断面図



この断面図は、平面図上の消費場所と民家等を結ぶ点線A-Bに沿って、平面図上の矢印方向から見た断面図です。

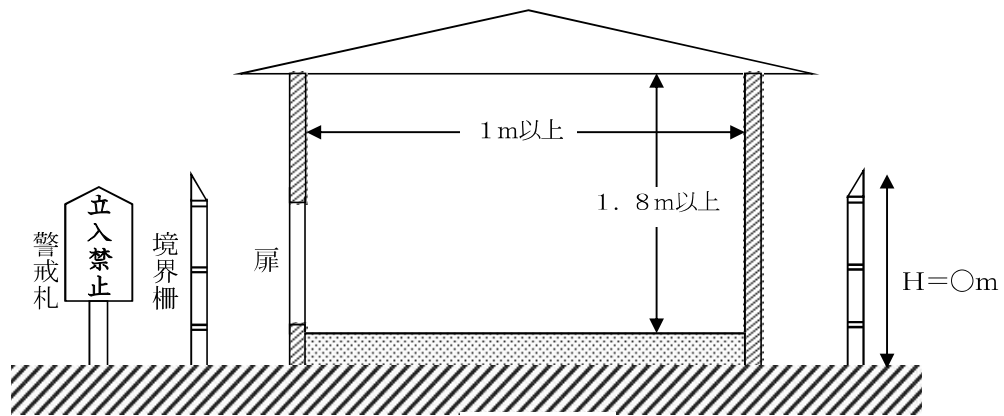
火災危険取扱所の仕様書及び構造図

1 仕様書

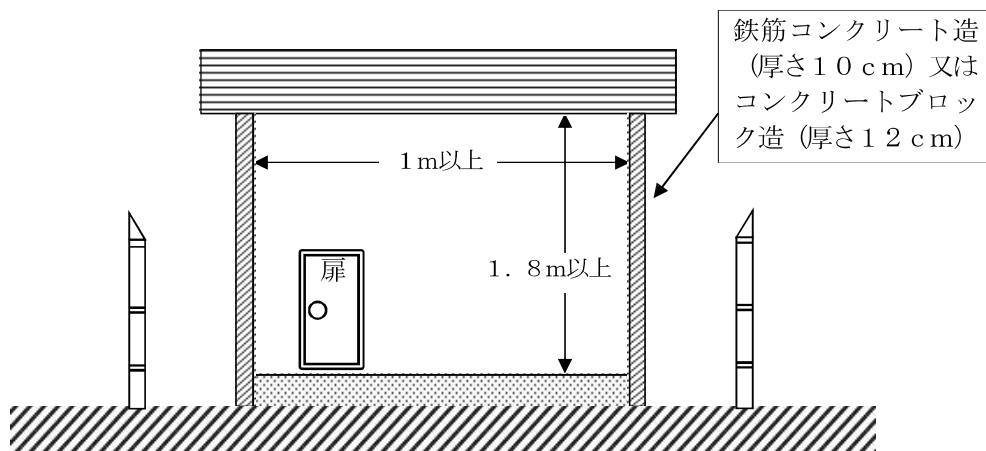
建物構造	基礎	1 基礎は、荷重に耐えるものとする。 2 建屋は、ボルトなどを用いて基礎に強固に固定する。
	骨組	1 耐力パネルを組合わすか、軽量型鋼等（盗難及び火災を防ぎ得るもの）とし、外部にボルトナット類を表さない。 2 たる木は木製とし、もやに鉄線又は止め金具で緊結する。 3 もやは、間隔が狭くてたる木を使用しない場合、木製とする。
	壁（妻壁とも）	1 外部は、厚さ2 mm以上の鉄板張りとし、ボルトナット類を表さない。 2 内部は、厚さ5.5 mm以上の板張りとし、鉄類を表さない。 3 雨水の浸入を防止できる構造とする。 4 内外部間の空隙には断熱材の挿入が望ましい。
	野地板	木製とし、たる木（たる木がない場合はもや）に釘止めする。
屋根・内面・床	屋根	1 外部は、#28（厚さ0.36 mm）以上の平鉄板張り又はスレート葺きとし、雨水の浸入を完全に防止する。（波形鉄板は、飛散時の危害防止を考慮し使用しない。） 2 天井裏又は屋根裏には、線径が4 mm以上、網目が5 cm以下の金網を張り、金網は側面の壁に確実に緊結させる。 3 軒先、そば軒（妻側の軒の出）、ひさし等が木製の場合は、防火塗料を塗る等の防火措置を講ずる。
	内面	天井の高さは、作業の支障のない程度とし、板張りとする。
	床	1 厚さ12 mm以上の板張りで、荷重に耐える構造とし、鉄類を表さない。 2 床の下面は厚さ2 mm以上の鉄板を張る。ただし、側面の壁が地盤面下まであり、かつ、基礎と一体となっている場合についてはこの限りでない。
入口扉・錠	出入口の枠	枠に取りつけられた足を、壁パネルの骨組等に周囲とも溶接等により固定する。
	扉（片開き）	1 厚さ2 mm以上の鉄板張りのアングルドアとする。 2 バール等でこじあけられないようにする。
	蝶番	1 角蝶番（真棒が抜けないもの）とし、扉が扉自体の荷重により下がらないようにする。（3箇所以上取り付けることが望ましい。） 2 蝶番の取付けビス頭が閉鎖時に外部から見えないように取り付けるか、又は溶接を用いて取り付ける。
	錠	1 シリンダー本締錠等とする。（2箇所以上取り付けることが望ましい。） 2 デッドボルトは、受座に10 mm以上入ることが望ましい。

※ 見張人を配置する場合は、その旨も明記すること。

2 構造図



側面図



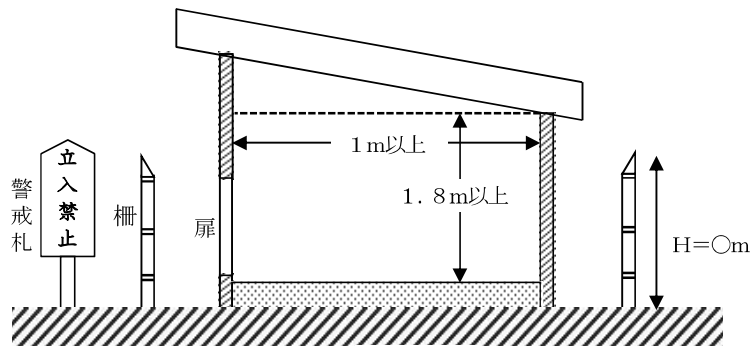
正面図

火工所の仕様書及び構造図

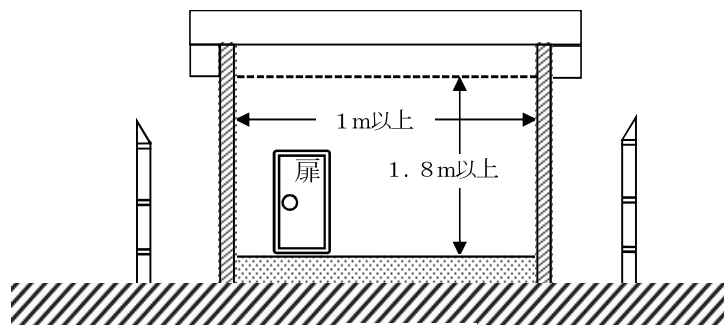
1 仕様書

火工所の設置の状況		人の出入りする建物から〇〇〇m, 火薬類取扱所から〇〇〇m 火気を取り扱う場所から〇〇〇m, 動力線から〇〇〇m 火薬庫（庫外貯蔵所）から〇〇〇m, トンネル入口から〇〇〇m 他の火工所から〇〇〇m, 道路から〇〇〇m
構造	建物を設ける場合	1 木造とし、外側は〇〇張りとし、屋根は〇〇で葺き、入口の扉は〇〇とし、〇〇錠を施す。 2 所内に作業機を設置する。
	建物を設けない場合	1 上部は〇〇張りとし、日光の直射及び雨露を防ぐようにし、その中に木製等の箱を備え、錠を施し、安全に作業できるようにする。 2 〇〇のテント式火工所を設置する。
設備	柵	周囲を、有刺鉄線、その他〇〇で囲む。
	警戒札	火工所、責任者氏名、火気厳禁、立入禁止等の立札を立てる。
	内部	整理整頓し、作業に必要な器具以外のものを置かない。見やすいところに火薬類取扱心得を掲示する。
	帳簿	定められた様式による帳簿を備え、記載責任者がその氏名を明記して記録する。記載責任者が不在の場合は、代理者が記載責任者に代わって氏名を明記し記録する。
見張人		火工所に火薬類を置いておく場合には、見張人を常時配置する。

2 構造図



側面図



正面図

工事請負契約証明書

年 月 日

発注者 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

受注者 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

上記二者間において、下記のとおり工事請負契約を締結したことを証明いたします。

記

- 1 工事名
〇〇年度〇〇農道整備事業 〇〇地区第〇〇工区道路工事
- 2 工事場所
岡山県岡山市〇〇区〇〇町〇〇地区
- 3 岩石発破数量
約〇〇〇〇
- 4 工期
自 〇〇年〇〇月〇〇日
至 〇〇年〇〇月〇〇日

火薬類積算書

発破する鉱石等の総量 (A)	m ³				
	火薬	爆薬	工業雷管	電気雷管	導火線
発破する鉱石等 1 m ³ あたりの平均必要薬量 (B)	g	g	個	個	m
必要総薬量 (A) × (B)	k g	k g	個	個	m

火 薬 類 消 費 計 画 書

消 費 場 所							
消 費 時 刻							
発破する岩石等の種類名称					発破する岩石等の量 (A)		m ³
薬量の算定	火 薬 類 の 種 類	火 薬	爆 薬	工業雷管	電気雷管		
	発破する岩石等の 1 m ³ 当たりの平均必要量 (B)						
	必要総薬量 (A)×(B)						
消費の方 法の 危険予知の方法	区 分		爆 薬		火 薬		
			地	山 小	割	地	山 小
	1 日 の 発 破 回 数	最 多					
		最 小					
	1 孔 の 長	最 長					
		最 短					
	1 装 薬 の 量	最 多					
		最 小					
	1 回 の 斉 発 数 (電気発破)	最 多					
		最 小					
	1 回 の 連 続 発 破 数 (導火線発破)	最 多					
		最 小					
	1 箇月間の予定最大消費薬量				名称 使用する火薬類の 規格		
	込 物 の 種 類				点火の方法 (点火源)		
警 戒 (告) の 方 法							
飛 石 等 の 防 止 方 法							
交 通 制 限					1 日 の 交通量	車 台 定期バス 台 人 人	
貯蔵方法	貯蔵方法 (当日消費して生じた残火薬を含む)	所有 級火薬庫			他人の所有の場合の 保管承諾印		
		所有火薬庫外貯蔵場所					

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

火薬類取扱者名簿

区 分		氏 名	年 齢	現 住 所	経 験 年 数	火 薬 類 保 安 手 帳 又 は 火 薬 類 取 扱 従 事 者 手 帳 の 交 付 番 号 及 び 交 付 機 関
取 扱 保 安 責 任 者	正					
	代 理					
	副					
取 扱 所 者 責 任 者						
火 工 所 責 任 者						
発 破 場 所 責 任 者						
取 扱 者						
〃						
〃						
〃						
〃						
〃						

備考 1 当該消費場所において火薬類を取扱う者全員を記入すること。

2 火薬又は爆薬を1月25kg以上消費する場合は、取扱保安責任者欄に記入すること。

煙火消費計画書

消 費 場 所							
煙 火 製 造 業		住 所					
		氏 名					
		電 話					
消 費 す る 煙 火							
種 類 及 び 数 量							
消 費 順 序	時 間	煙 火 の 種 類			数 量	摘 要	
消 費 作 業 従 事 者	区 分	氏 名	年 齢	経 験 年 数	煙火消費保安手帳番号	住 所	
	責 任 者						
	一 般 従 事 者						
危 険 防 止 の 方 法							
運 搬 の 方 法							
備 考							

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

岡山市長 様

住所

申請者 氏名 印

電話

特例申請書

次のとおり申請します。

名 称 （ 花 火 大 会 ）	
住所（花火大会実施場所）	
日 時	
特 例 条 件	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

火薬類廃棄物処理従事者名簿

名 称			
事務所の所在地（電話）			
代 表 者 の 住 所 ・ 氏 名			
廃 棄 場 所			
住所・年齢等 従事者名	住 所	年 齢	資 格
備 考			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。